

## 事例の特性に応じた対応のポイント集の活用について

現地調査（ヒアリング調査）を実施した事例の特性を踏まえて、地方公共団体における類似事例の発生予防や再発防止に資するため、主なリスク要因等に応じた対応のポイントや、関連する調査研究、通知等を簡潔にまとめた「事例の特性に応じた対応のポイント集」を作成しました。

市区町村の母子保健担当部署と虐待対応担当部署や、市区町村と児童相談所との相互理解、子育て家庭に関わる全ての関係職員の人材育成、要保護児童対策地域協議会構成機関の理解促進等に活用されることを期待しています。

事例の特性に応じた対応のポイント集は、今後毎年次の現地調査（ヒアリング調査）事例の特性を踏まえて作成・更新し、蓄積していきます。

【第20次報告】では、5つのポイントをまとめています。

- ① DVが背景にある事例
- ② きょうだいへの虐待歴のある家庭の事例
- ③ 多胎家庭の事例
- ④ 保育所、学校等と虐待対応担当部署(市区町村や児童相談所)が情報とリスク評価を共有できなかった事例
- ⑤ 一時保護の判断及び解除時の対応に課題があった事例

## ① DVが背景にある事例

DVは、「**身体的暴力**」だけではなく、脅迫や人格否定の暴言など「**精神的暴力**」、性行為の強要、避妊に協力しないなど「**性的暴力**」、生活費を渡さない、仕事を制限するなど「**経済的暴力**」のほか、親族や友人との交友関係を制限する、行動を監視するなど「**社会的暴力**」などがある。

- DVはさまざまな形態の暴力が重複しながら、長期にわたり継続することが特徴である。「暴力の爆発期・ハネムーン期・緊張の蓄積期」のDVにおけるサイクルが繰り返されるなかで、徐々に状況が悪化していく場合が多い。
- DV関係の解消という肯定的な構造の変化においても、危機的なリスクを孕んでいることを改めて認識し、ケースを俯瞰的に捉え、慎重な対応をしていくことが重要である。

### DVとこどもの虐待が併存する事例の特徴 ※1

- DVが起きている場合、こどもは加害親からの直接の虐待や加害親・被害親双方からの虐待、加害親に支配された被害親からの虐待を受ける可能性があり、こどもの安全は身体面はもとより心理面においても著しく損なわれる。DVによる被害親への影響を理解し関係機関と連携しつつ、こどもの安全を最優先して対応する必要がある。
- 両親とこどもを含む家族間の暴力・虐待は相互に関連し合っており、こどもへの影響を検討するうえでは、**家族全体の状況を包括的にアセスメント**する必要がある。
- DVの被害を長年受け続けることによる親としての自信の喪失や心身の不調等のダメージを支援者が正しく理解し、被害親への心理教育や安全プランを被害親と共に検討することの重要性を関係機関が共有しておく必要がある。
- 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図るため、DV防止法に基づき、暴力の被害者に対して相談・支援を行う行政機関である。DVと虐待の重複事案は、特に配偶者暴力相談支援センター等の**DV被害者支援機関及び警察と情報を共有**したうえで、相談状況から考えられる展開を予測し、継続的なソーシャルワークについて関係機関で役割分担しつつ連携して対応することが必要である。

## こどもへの影響

○DVを目撃したことの衝撃に加えて、直接に見ていなくても暴力を受けている親の養育能力の低下や加害者が強い不適切な養育方針等により、安全で適切な養育を受けることができている可能性やこどもの成長発達へ及ぼす影響を視野に入れたアセスメントを行う必要がある。

○支援機関からみるとDV構造の中で繰り返し同様の紛争が続いているように見えるがこどもはその環境に置かれ続けているということがこどもに大きな影響を与えていることを認識しておく必要がある。

### ➡DVが子どもに与える心理的影響 ※2

- 生活のなかで繰り返されるトラウマの影響
- 安全感の喪失、罪悪感・無力感
- 楽しいことがいつ崩れるかわからない不安
- 暴力での解決モデル
- 権力支配のモデルと保身

※2 子ども虐待対応の手引き抜粋

## DVと児童虐待が併存する案件において確認すべきチェックリスト（子どもの様子・状況）※3

- 養育者の前では過度に緊張したり、顔をうかがったりしている。
- 養育者に会うことや、関わることを避けようとする。
- 自分が悪い子であるため、養育者から暴力・暴言、ネグレクトを受けたと思っている。
- 養育者以外の大人に対しても恐怖を感じている。
- 異性の養育者との距離感が極端に近い。
- 役割の逆転（子どもの親化、親の幼児化など）が生じている。
- 日常の交友や遊びの中で、乱暴な口調や暴力的なコミュニケーションがみられる。
- 他者に対して、否定的に考え、信用できないと感じている様子がある。
- 「暴力は、被害者が悪いからだ」「自分の意思を示すために暴力をふるってもよい」「男は支配権を握り、女は服従すべき」などの考えが子にも伝わっている。
- 家族が分裂したように感じて、父側につくか、母側につくかを意識する。
- 家族に起きた問題が、一人の子どものせいにされている。

※3 DV対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン抜粋

## 子ども虐待による死亡事例等の検証結果について（第16次報告）

【特集 「実母がDVを受けている」事例 （一部抜粋）】

- 全体の結果について、都道府県等に対する調査により把握した内容をみると「実母がDVを受けている」経験が「不明」である事例が半数以上を占める。対象とした事例には日齢0日での死亡など、家庭の詳細な状況を把握することが難しい事例も含まれているが、**子ども虐待に対応している関係機関がDVの情報を十分に把握できていない可能性も考えられる。**
- 子どもの安心・安全を第一とする児童福祉の関与において、家庭内におけるDV被害の積極的な調査やかかわりは困難を感じるかもしれない。しかし、**DVがある家庭での子どもへの影響を念頭に、児童福祉の場面においても、DVがある家庭での家族の関係を包括したアセスメントや支援の実施**を心がける必要がある。
- その際、DV被害者の「暴力がなくなったから」などの発言を根拠に「現在は暴力がなくなったので問題ない」といったアセスメントではなく、**DVがある家庭における「支配者」と「被支配者」という関係性を念頭に対応する**必要がある。
- 関係機関間の役割分担に際しては、要保護児童対策地域協議会等の活用が考えられるが、その際、既に要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に示されているとおり**事案に対する主担当と、関係機関間で情報を共有すべき徴候などを、事前に申し合わせておくこと**も重要である。
- DV被害者は“自分が暴力を受けている”という関係性に気付いていない場合もあることから、子ども虐待に対応する機関においては、DVを受けている保護者に対して、子どもを守れていない状況があることを伝えていくとともに、関係機関との連携のもと、DVの加害者や被害者がその関係から回復していくためのエンパワーメントについても検討してほしい。

### 【参考】

- 男女間における暴力に関する調査報告書（令和6年3月公表 内閣府男女共同参画局）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（令和5年9月8日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）
- 令和4年度配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業 配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項
- 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 「警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の収集・分析に関する調査研究」
- 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「DV対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン（全体版）」